

労災保険の費用徴収制度とは

Q 労働時間について教えてください。

A 労働保険（労災保険＋雇用保険）は国が管理・運営している強制的な保険ですので労働者を一人でも雇っていれば適用事業主として加入手続きを行い、保険料を納付しなければなりません。国は、事業主が故意又は重大な過失により労災保険の未加入期間中に起きた事故について、労災保険給付を行った場合、事業主から遡って労働保険料を徴収（併せて追徴金も徴収）するほかに、労災保険給付に要した費用の100%又は40%を徴収します。

それでは、故意又は重大な過失とはどのような事でしょうか

①故意とは

労災保険の加入手続きについて行政機関から指導等を受けたにも関わらず、未加入の期間中に業務災害や通勤災害が発生した場合、当該災害にて支給された保険給付額の100%を徴収します。

②重大な過失とは

労災保険の加入手続き等について行政機関から指導等を受けてはいないものの、労災保険の適用事業主となった時から一年を経過してなお未加入の期間中に業務災害や通勤災害が発生した場合、当該災害にて支給された保険給付額の40%を徴収します。

なお、労働保険加入後においても、保険料を滞納している期間中に業務災害や通勤災害が発生した場合、当該災害にて支給された保険給付額の最大40%を徴収します。

適用事業主でありながら未加入のお店は、事業主の責務として、労働保険に必ず加入しましょう。